

会 議 録		令和 6 年 9 月 12 日 作成	令和 10 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府向日町警察署協議会（令和 6 年度第 1 回）		
開催日	令和 6 年 6 月 28 日（金曜日）		
時 間	午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間（120 分）		
場 所	京都府向日町警察署 講堂		
出席者	榎本会長、田中副会長、伊関委員、六人部委員、中村（知）委員、 須山委員、山口委員、谷村委員、山本委員、大場委員、中村（勝）委員、 西小路委員、岡委員 計 13 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、刑事課長代理、広聴係長 計 11 人		
諮 問 事 項	犯罪被害者等支援ルーム（仮称）の設置について		
会 議 内 容	<p>1 委嘱状交付式 司会 副署長 令和 6 年度第 1 回向日町警察署協議会に先立ち、委嘱された委員に対する委嘱状交付を行った。</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 協議 司会 会長</p> <p>諮問事項説明 犯罪被害者等支援ルーム（仮称）の設置について～警務課長</p> <p>【委員】被害者支援はどこが担当しているのか。</p> <p>【警察】警務課の犯罪被害者支援係が担当している。</p> <p>【委員】被害者支援ルームを設置するのであれば金融機関や一般の方から寄付を募ってはどうか。</p> <p>【警察】原則として、現金による寄付はご遠慮いただいている。</p> <p>【委員】何度でも心のケアに来れるのか。 引き続きケアを受けることができるのか。</p> <p>【警察】被害者のニーズに沿った対応を心掛けており、必要に応じて京都犯罪被害者支援センター等の専門機関を紹介するなど、中長期的な支援</p>		

を実施している。

【委員】 警察署に臨床心理士の資格を持っている人はいるのか。

【警察】 警察署への配置はなく警察本部に配置されている。

【委員】 警察署で臨床心理士の人材を育てることがあるのか。

【警察】 資格を取得するところまでの教養は行っていないが、署員に対しては犯罪被害者支援に対応できるよう教養を行っている。

【委員】 犯罪被害者支援の被害者対応について、対面で話を聞くより90度で対応する方が良いと聞いている。

【委員】 警察署は、何もなくても緊張する場所なので、傷ついておられる方が相談に来られた時にほっこりして、お話ができる場所を整えようと考えられていることはすごく良いことである。

私どもの幼稚園では保護者の方のすごく重い相談などは、横並びで対応している。対面じゃない方が話しやすいと思う。

【委員】 犯罪被害の相談員を聞く人は男性ばかりか。

【警察】 向日町署には署員の約10パーセントが被害者支援要員として指定を受けている。

各課に指定要員がいるが女性も含まれている。

【委員】 臨床心理士を派遣されるということであるが、無料なのか。

【警察】 無料である。

【委員】 被害者が担当している臨床心理士と相性が合わない場合はどうするのか。

【警察】 様々な状況に応じ、精神的被害の回復に効果があると認めるカウンセリング機関を紹介する場合もある。

【委員】 そのときは無料なのか。

【警察】 必要に応じて警察が予算をつけ専門機関へつないで行く、そういう係でもある。支援団体は中長期の支援を担当する。

【委員】 どのように皆さんに伝えるかという話だが、例えば西京区にお住まいの方が向日町署の支援ルームに行きたいと言われた場合は、向日町署で対応してもらえるのか。

【警察】 向日町署での支援が必要と判断すれば支援することとなる。

【委員】 保護司をしているが、保護司会でも被害者支援というものがクローズアップされてきた。

保護司会には現在被害者支援を担当している者が数名いる。

被害者支援を担当している保護司は、加害者支援の担当ができないことになっている。

被害者支援は犯罪被害者に寄り添う気持ちが大事であると考える。

特に性犯罪の被害は心の殺人と言われ、ダメージが大きい犯罪であ

会 議
内 容

会 議
内 容

る。二次被害に関しては、被害に遭ったの方が悪いという間違った認識をしている事例も聞いている。被害者には何の落ち度もなく、加害者の方に明らかに非があることを認識しながら対応することも大事だと考える。

5 事務連絡

令和6年度第2回京都府向日町警察署協議会は、令和6年9月に実施予定である。

以上

第1回京都府向日町警察署協議会の開催状況

